

令和3年9月30日

第 9 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和3年9月30日（木） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 46 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 47 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 48 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 49 号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第 3 号 非農地証明について

その他

出席委員

1 番 柏木 健二	2 番 田中 慎二	3 番 谷 新子	4 番 宮脇 和幸
5 番 横段 登	6 番 高本 光之	7 番 立花 達也	8 番 水場 光輝
9 番 今井 満	10 番 亀山 博司	11 番 秋光 貴志	12 番 大道 正孝
13 番 長迫 秀	14 番 新田 隆次	16 番 棕開地 省二	17 番 本末 満
18 番 石田 尚則	19 番 北村 正次		

推進委員

渡邊 哲宏

事務局

高橋事務局長 川本事務局次長 出木田課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和3年第9回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、12番 大道委員、13番 長迫委員を指名します。

今回から直近の現地調査に参加された推進委員の皆様にも総会参加をご案内し、出席していただいております。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書、「申請農地位置図」を送付しています。また、本日配付した資料は、「農地台帳調査票の誤送付への対応について」、「JAくれだより78号」です。ありますでしょうか。なお、議案書の内容の一部に訂正があります。議案書7ページの議案第48号8番の転用目的が空欄になっていますので、「駐車場」と追記してください。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番、2番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、郷原町字山王〇〇〇〇番ほか6筆、地目は田及び畑、面積は合計793㎡の第2種農地です。申請事由は、譲渡人は高齢に伴い広域での耕作が困難となったため申請地を売却し、譲受人は、水稻及び野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏木委員：1番 柏木です。申請地は、以前、譲受人の父親が所有していた農地で、これを買戻し、農業経営を再開するものです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

事務局：2番の申請地は、安浦町大字中畑字打田ヶ原〇〇〇〇番〇の一部、地目は田、面積は776㎡のうち500㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢で耕作困難なため譲受人に賃貸借するもので、譲受人は1番の申請地に加えて、2番の申請地

を借り受けて新規就農し、水稻を作付けする予定です。経営面積は、先程の1番の申請地と併せると約13アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。申請地は、草も生えてなく、農地として管理されれば良いと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、1番と2番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番と2番は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、音戸町北隠渡2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は78㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。営農計画は、果樹を作付けするものです。経営面積は、借受地だけで15アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：8番 水場です。譲受人は、住所地は少し遠いですが、この地のゆかりの方ということで、耕作意欲があり、これからイチジクや柑橘類を植えるということです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、安浦町大字中畑字溝ヶ原〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計で932㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢で耕作困難なため、譲受人に贈与するもので、譲受人は自作地に隣接した申請地を譲り受け、イチジクや柿を作付けする予定です。経営面積は、自作地だけで76アールありますので、下限面積

10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。申請地は、今までも譲受人が耕作しており、これからも引き続き耕作してほしいということで、贈与されるということです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、安浦町大字中畑字小橋谷〇〇番〇、地目は田、面積は273㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢で耕作困難なため、譲受人に贈与するもので、譲受人は自作地に隣接した申請地を譲り受け、野菜を作付けする予定です。経営面積は、自作地だけで50アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。申請地は、先ほどの4番の申請地から20mくらいのところにあり、現在、石積が壊れていますが、これを譲受人が修復して耕作するというものです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、蒲刈町向字細迫〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は527㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方により耕作困難なため贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、果樹を作付けするものです。経営面積は、28アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

棕開地委員：16番 棕開地です。申請地は、レモンが植えられています。譲受人は、これから他の果樹を植えて経営していきたいということです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：7番の申請地は、蒲刈町宮盛字前田〇〇〇番〇、地目は田、面積は527㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。経営面積は、42アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

棕開地委員：16番 棕開地です。申請地は、譲受人の自宅のすぐそばで、既に野菜が植えられていて、イノシシ対策もしてありますので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：8番の申請地は、蒲刈町大浦字宮田新開〇〇〇〇番、地目は畑、面積は202㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方により耕作困難なため贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。経営面積は、16アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

棕開地委員：16番 棕開地です。申請地は、既に野菜が植えられており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：9番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、豊町沖友字荒神原〇〇〇番〇、地目は畑、面積は93㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢より耕作困難なため売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、果樹を作付けするものです。経営面積は、21アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

棕 開 地 委 員：16番 棕開地です。申請地は、何年も前から譲受人が耕作しており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、音戸町北隠渡2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は47㎡の第2種農地です。転用の目的は、庭敷及び進入路として利用するものです。規模等は、隣接地〇〇〇番〇の庭敷及び進入路を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に庭敷及び進入路として利用されているため、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：8番 水場です。隣接地の住宅がぎりぎりまで建っており、家の裏に行くのも申請地を通らないといけない状態で、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

す。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字西長谷〇〇〇〇番ほか2筆、地目は畑及び田、面積は合計1,235㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場として使用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、植栽用苗木置場250㎡、伐採木及びバックホー等重機置場200㎡を整備するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域の除外手続は完了しています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏 木 委 員：1番 柏木です。申請地は、事業所の植栽等の置場として利用するというので、周辺の営農に支障はなく、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番から12番は、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番から12番の申請地は、郷原町字西長谷〇〇〇〇番〇ほか27筆、地目は田、面積は合計7,850㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として使用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、302区画を整備するものです。関係法令については、宅地造成等規制法による許可及び里道・水路の公用廃止の手続きが必要となります。また、事業区域が3,000㎡を超えるため、広島県農業会議に意見聴取することになります。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏木委員：1番 柏木です。申請地は、譲受人の事業拡大により、従業員増加のための駐車場不足を解消するため、駐車場を整備するもので、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、2番から12番は、許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、2番から12番は、許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得、かつ宅地造成等規制法及び公用廃止の許可に合わせ許可すると決定します。

議 長：13番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：13番の申請地は、音戸町波多見6丁目〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は14㎡の第2種農地です。転用目的は、進入路として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、隣接地〇〇〇〇番〇への進入路を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：8番 水場です。申請地は、農地への進入路として利用するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：14番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：14番の申請地は、倉橋町字飛路井〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は2,927㎡の農振農用地区域内の農地です。転用の目的は、消波ブロックの製造用地及び現場事務所等として使用するため、賃借し、一時転用するものです。規模等につきましては、消波ブロック製造用地1,200㎡、成果品ブロック置場600㎡、現場事務所2棟13㎡ほか進入路を整備し、転用期間終了後は、農地に復元する計画です。なお、農振農用地区域内に

ある農地の転用は、原則、許可することができないとなっておりますが、本件転用は、広島県が実施する農地保全整備事業に係る資材置場等として使用するもので公益性が高く、転用期間は1年であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農地転用許可の不許可の例外規定（施行令第4条第1項第1号）に該当しますので、許可、不許可の審議を諮るものです。その他、関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：8番 水場です。申請地は、前年に引き続き資材置場、現場事務所として利用するというので、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：次に、議案第49号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：農地を相続するにあたって、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されます。この制度の適用にあたっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があるため、これに添付する書類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、今回証明申請が提出されたものです。1番の申請地は、広町田2丁目〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田、面積は合計2,491㎡で、平成26年8月28日に相続した農地です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏木委員：1番 柏木です。申請地は、登記地目は田ですが、ネギ等の野菜や柑橘類が作付けされ、畑として利用されていることを確認しました。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の11ページから14ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1か月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したものです。農地法第4条の規定による届出が2件、農地法第5条の規定による届出が8件、合計10件の届出があり、これを受理しましたので報告します。

続きまして、議案書の15ページをご覧ください。非農地証明について、この1か月間に「非農地判断等に関する事務決裁規程」により証明したものです。非農地証明申請が5件あり、これを証明しましたので報告します。

議 長：推進委員さんから担当区域内の農地の利用などについて、ご意見があればお願いします。

渡 邊 委 員：3年前の水害で被害を受けた農地が、放置されたところがあり、農道もかなり悪くなっている。市で復旧工事をやってもらうにしても1割負担しなければならず、農家が何十万も負担することは難しい。農業委員会をお願いできることがないですか。

事 務 局 長：農業委員会の方から、所管する農林土木課、安芸灘土木出張所にお伝えします。

議 長：その他に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：農地台帳の誤送付への対応について説明を行う。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和3年第10回総会は、10月29日 金曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和3年第9回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時40分)